

TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

2024年5月号 (Vol.9)

弁護士 岡田 淳 TEL. 03 5220 1821 atsushi.okada@mhm-global.com	弁護士 蔦 大輔 TEL. 03 6266 8769 daisuke.tsuta@mhm-global.com	弁護士 呂 佳叡 TEL. 03 6266 8995 kaei.ro@mhm-global.com
弁護士 輪千 浩平 TEL. 03 6266 8750 kohei.wachi@mhm-global.com	弁護士 佐藤 真澄 TEL. 03 5293 4915 masumi.sato@mhm-global.com	弁護士 柳良 拓 TEL. 03 6266 8771 hiromu.nagira@mhm-global.com

1. AIに関する政策アップデート：「AI事業者ガイドライン第1.0版」「AIホワイトペーパー」等
2. 公正取引委員会：スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案
3. 「不正競争防止法等の一部を改正する法律（法律51号）」による不正競争防止法及び商標法の改正の施行
4. 自民党「web3 ホワイトペーパー2024」の公表
5. 個人情報保護委員会：「クラウドサービス提供事業者が個人情報保護法上の個人情報取扱事業者該当する場合の留意点について（注意喚起）」の公表

1. AIに関する政策アップデート：「AI事業者ガイドライン第1.0版」「AIホワイトペーパー」等

AIに関する政策について、重要なアップデートが複数ありました。

まず、経済産業省と総務省は、2024年4月19日付けで「[AI事業者ガイドライン（第1.0版）](#)」を公表しました。[本レター2024年3月号（Vol.8）](#)においてもご紹介したとおり、AI事業者ガイドラインは、事業活動においてAIの開発、提供、利用を担う全ての者を対象としたガイドラインであり、開発者、提供者、利用者それぞれに対して、AIを活用するにあたって必要な取組みについての基本的な考え方を示すものです。この度、パブリックコメントを経た後、AI戦略会議にて確定版として決定され、公表されたものです。なお、他にも、[秘密情報の保護ハンドブック](#)において生成AIへの不用意な入力を通じた情報漏えいの注意喚起等が追加されたり、また、[限定提供データに関する指針](#)においてもAIの学習用データセット、学習済みモデル等も限定提供データに含まれる点が言及されるなど、各省庁においてAIに関連するガイドラインのアップデート作業が随時進められています。

また、政府のAI規制をめぐる方針にも新たな動きが出てきています。2024年4月、自民党デジタル社会推進本部は「[AIホワイトペーパー2024](#)」を公開しました。このホワイトペーパーでは、誰も先が予測できない「ステージII」においては、AIの競争力強化、安全性確保を行いながら、日本は「世界一AIフレンドリーな国」を目指すべきである

TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

と述べています。日本においてはこれまで AI を包括的に規制する法律は存在していませんでしたが、このホワイトペーパーにおいては、規制はイノベーションと必ずしも対立するものではなく、安心・安全な環境構築によって利活用を促進するものでもあるとして、極めて大きなリスクを伴う AI については法規制（ハードロー）による必要最小限の対応も検討していく必要があると示しています。2024 年 5 月 22 日に開催された AI 戦略会議においても、今後あるべき AI 制度について検討を進めていくことが議論されました。

以上のように、AI に関する政策は、技術の進化に合わせて変化しています。AI 事業者は、これらの政策動向に注目し、適切な対応を行うことが重要です。

2. 公正取引委員会：スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案

2024 年 4 月 26 日、公正取引委員会が提出した「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案」が閣議決定されました。この法案は、デジタル市場競争会議が 2023 年 6 月に公開した「[モバイル・エコシステムに関する競争評価最終報告](#)」を踏まえたものです（[本レター-2023 年 7 月号 \(Vol.4\)](#) もご参照ください）。

この法案の趣旨は、スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（モバイル OS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジンなど）を提供する事業者が特定少数の有力な事業者による寡占状態であり、新規参入等の市場機能による自発的な是正が困難であることを踏まえ、セキュリティやプライバシー等を確保しつつ、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生まれる多様なサービスを選択できるように環境を整備することです。

具体的には、特定ソフトウェアを提供する事業者のうち、一定規模以上の事業を行うものを規制対象事業者として指定し、指定された事業者に対して、一定の行為の禁止や一定の措置を義務付けるものです。例えば、他の事業者がアプリストアを提供することを妨げてはならないこと（ただし、ウェブサイトからアプリを直接ダウンロードできるようにするいわゆる「サイドローディング」は義務付けない）や、他の課金システムを利用することを妨げてはならない事などが義務付けられます。

3. 「不正競争防止法等の一部を改正する法律（法律 51 号）」による不正競争防止法及び商標法の改正の施行

2023 年 6 月 14 日に公布された「[不正競争防止法等の一部を改正する法律（法律 51 号）](#)」による商標法及び不正競争防止法の改正が、2024 年 4 月 1 日に施行されました。[本レター-2023 年 7 月号 \(Vol.4\)](#) でもご紹介したとおり、本法律は、①デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化、②コロナ禍・デジタ

TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

ル化に対応した知的財産手続等の整備、③国際的な事業展開に関する制度整備の3つを柱に、不正競争防止法、商標法、意匠法、特許法、実用新案法、工業所有権特例法の改正を一挙に行うものです。

本法律による商標法の改正では、先行する他人の登録商標と類似する商標について、先行する登録商標の権利者が同意し、かつ、消費者（需要者）に混同が生じるおそれがない場合には併存登録を認めるとする、コンセント制度が導入されています。

また、不正競争防止法の改正（令和5年改正）の施行により、デジタル空間上の商品形態の模倣行為について不正競争行為として差止請求権等を行使できるようになることや、ビッグデータを他社に共有するサービスにおいて、データを秘密管理している場合も含め限定提供データとして保護され、侵害行為の差止め請求等が可能となることが注目されます。

なお、不正競争防止法の令和5年改正に伴い、経済産業省は、同改正に対応した「[逐条解説不正競争防止法 2024年4月1日施行版](#)」を公表しました。同逐条解説では、審議会等の議論において、法改正ではなく、逐条解説等で解釈を明示することによって対応するとされていた「商品」の解釈について、有体物だけでなく、市場における流通の対象物となる無体物も含む旨が明記されています。

「逐条解説不正競争防止法 2024年4月1日施行版」は、令和5年改正の概要や趣旨、同法の解釈を把握する一助となりますので、必要に応じて参照するとよいでしょう。

4. 自民党「web3 ホワイトペーパー2024」の公表

2024年4月、自民党デジタル社会推進本部は「[web3 ホワイトペーパー2024～新たなテクノロジーが社会基盤となる時代へ～](#)」と題する提言書（本ホワイトペーパー）を公表しました。本ホワイトペーパーは、web3 エコシステムを我が国の発展に取り込むとともに、ブロックチェーンテクノロジーの発展を促進するために、政策課題と対象方針を提示しています。

本ホワイトペーパーは、様々な論点を取り上げていますが、web3 推進に向けてただちに対処すべき論点として次の11のテーマを提示しています。①AIなど他分野との横断的検討の推進、②国際的なルール策定、③VC（Verifiable Credentials）及びDID（分散型ID）の利活用促進、DIW（Digital Identity Wallet）に関する検討、④ブロックチェーン関連事業への投資ビークル・スキームの多様化、⑤税制改正、⑥暗号資産発行企業等の会計監査の機会確保、⑦DAO（自律分散型組織）の活用促進のためのさらなる措置、⑧決済・投資手段のデジタル化、⑨金融機関のweb3 参入、⑩NFT ビジネス、⑪web3 事業ライセンス。例えば、①では、web3 や本レターの1.でも取り上げているAIなど他分野が連動する領域が生み出す価値や課題を、省庁横断的な検討を進めるべきであるとしており、⑪では、事業会社がweb3 事業に本格的に進出できるようにするために、利用者と暗号資産交換業や電子決済手段等取引業を仲介することができる業の創設等を検討するとしています。

TECH, IP AND TELECOMS LAW UPDATES

このほか、[本レター-2023年5月号 \(Vol.3\)](#) で取り上げた2023年4月公表の「[web3 ホワイトペーパー 誰もがデジタル資産を活用する時代へ \(案\)](#)」をはじめ、これまでに公表された提言書で取り上げられた施策の進捗についても確認しています。

5. 個人情報保護委員会:「クラウドサービス提供事業者が個人情報保護法上の個人情報取扱事業者に該当する場合の留意点について(注意喚起)」の公表

2024年3月25日、個人情報保護委員会は、社労士向けの社会保険／人事労務業務支援システムとして高いシェアを有していたクラウドサービス提供事業者(株式会社エムケイシステム)のサーバがランサムウェアによる不正アクセスを受けた事案において、エムケイ社に対し安全管理措置の不備を根拠に[指導](#)を行いました。この事案を契機として、同日、委員会は、クラウドサービスを利用する一般の事業者向けに、「[クラウドサービス提供事業者が個人情報保護法上の個人情報取扱事業者に該当する場合の留意点について \(注意喚起\)](#)」を公表しました。

事業者が個人データの処理に際して外部ベンダーの提供するクラウドサービスを利用する場合、クラウドサービスの提供事業者としては、利用事業者から個人データの取扱いの委託を受けているのか、それともいわゆるクラウド例外(Q&A 7-53)に該当する結果として提供事業者は当該個人データを取り扱っていないと整理されるのか、がよく問題となります。この点に関し、委員会は、クラウドサービスの提供事業者であるエムケイ社は個人データを取り扱っていた(すなわち委託先に該当する)と認定した上で、当該認定に至る考慮要素も示しました。

さらに、委員会は、クラウドサービスの利用事業者に対しても、委託先(クラウドサービス提供事業者)に対し個人情報保護法25条に基づく監督を行う必要があるとし、当該監督の実施に関する具体的な留意点を示しています。

エムケイ社の事案に限らず、一般に利用事業者としては、クラウドサービス提供事業者に対する個人データの取扱いの委託を行っているという認識が薄く、結果として委託先の監督が不十分となってしまうことがあり得るところ、不正アクセスや従業員によるデータ持ち出しを契機として委員会による指導や勧告等の措置が取られる事案は近時増加しているため、この注意喚起の内容もふまえて自社の委託先管理のチェック体制を改めて確認することが有益です。